



発行 東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可
……（都市整備局市街地整備部再開発課）……
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（四件）……（環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課）……
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……（建設局道路管理部監察指導課）……

告示

●東京都告示第九百十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき白金一丁目東部北地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年五月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

白金一丁目東部北地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十七年四月二十四日から平成三十五年十月三十一日まで

三 施行地区

港区白金一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区白金一丁目四番十二号

平成二十七年四月二十四日

五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十九年五月二十四日

●東京都告示第九百十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年五月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（世田谷区粕谷一丁目地内）

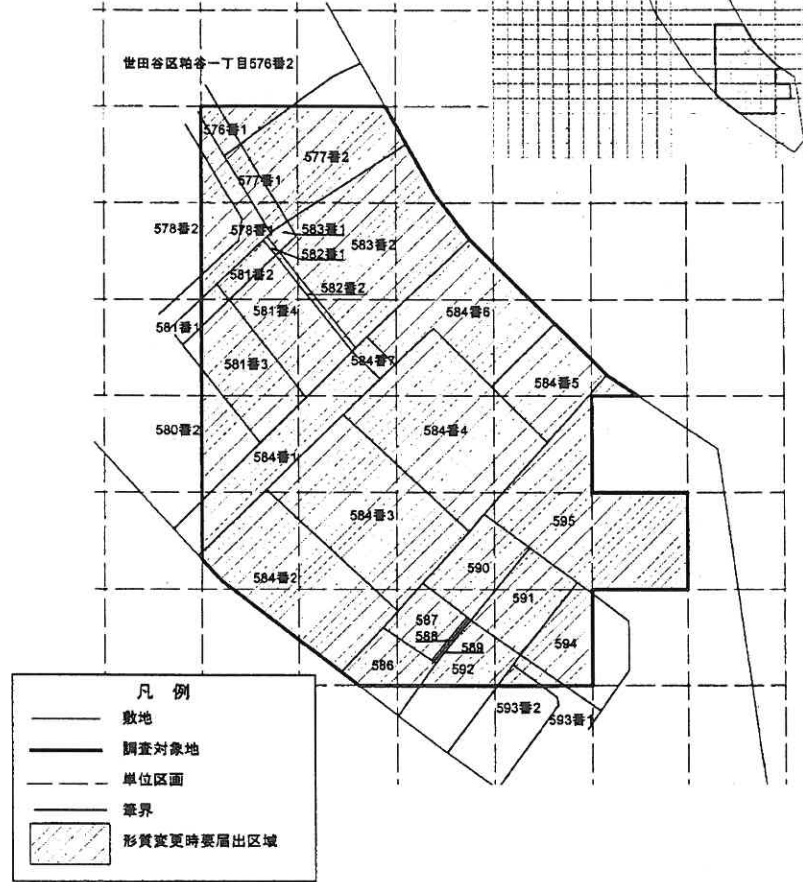
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図

【支点】
 支点 X: -37530.912, Y: -19926.734
 ※支点の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度】0度
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



◎東京都告示第九百十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されおり、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更所要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年五月二十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更所要届出区域 別図のとおり(江東区有明一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 別表一のとおり
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 別表二のとおり

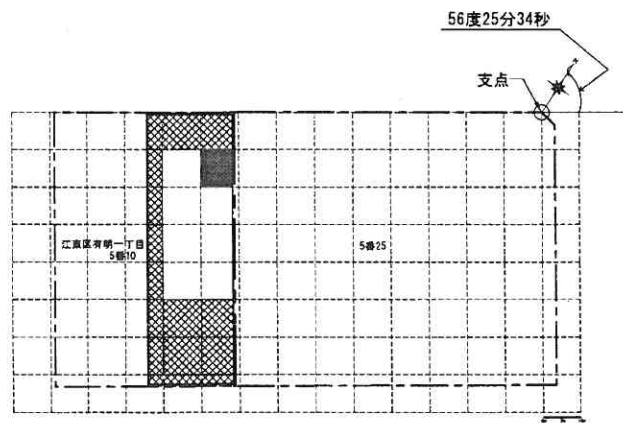
別表一

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 六価クロム化合物
- 三 シアン化合物
- 四 四塩化炭素
- 五 一・二・ジクロロエタン
- 六 一・一・ジクロロエチレン
- 七 シス・一・二・ジクロロエチレン
- 八 一・三・ジクロロプロペン
- 九 ジクロロメタン
- 十 水銀及びその化合物
- 十一 セレン及びその化合物
- 十二 テトラクロロエチレン
- 十三 一・一・一・トリクロロエタン
- 十四 一・一・二・トリクロロエタン
- 十五 トリクロロエチレン
- 十六 鉛及びその化合物
- 十七 砒素及びその化合物
- 十八 ふっ素及びその化合物
- 十九 ベンゼン
- 二十 ほう素及びその化合物
- 二十一 ポリ塩化ビフェニル
- 二十二 有機りん化合物

別表二

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 六価クロム化合物
- 三 シアン化合物
- 四 水銀及びその化合物
- 五 セレン及びその化合物
- 六 鉛及びその化合物
- 七 砒素及びその化合物
- 八 ふっ素及びその化合物
- 九 ほう素及びその化合物

別図



凡 例

- ☒ 形質変更時廃棄物処理区域
- 形質変更時廃棄物処理区域 (平成29年度東京都告示第19号により指定した区域)
- 単位区画
- 境界線
- 調整対象地

支 点
支点は江東区有明一丁目5番25の最北端とする。

【格子の回転角度(56度25分34秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、真西方向及び真北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。